

平成 28 年度独立行政法人日本芸術文化振興会年度計画

平成 28 年 3 月 31 日制定

平成 29 年 2 月 3 日変更

(序 文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、平成 25 年 3 月 29 日付け 24 受庁文第 1465 号で認可を受けた独立行政法人日本芸術文化振興会中期計画に基づき、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

本年度の事業の実施に当たっては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災からの復興状況を踏まえて、当振興会に課された使命の達成に努める。また、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムへ積極的に参画する。

なお、本年度は国立劇場開場 50 周年の記念の年に当たる。当振興会の役割について国民の理解を得て、我が国の伝統芸能の保存と振興に資するため、記念公演等の各種記念事業を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 文化芸術活動に対する援助

(1) 助成金の交付

ア 芸術文化振興基金（以下「基金」という。）の運用収入等を財源とする助成金の交付に関する計画

次に掲げる活動に対して助成金を交付する。

- ① 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
 - (a) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - (b) 美術の展示、映像芸術の普及その他の活動
 - (c) 異なる芸術の分野の芸術家又は芸術に関する団体が共同して行う活動、特定の芸術の分野に分類することが困難な活動等
- ② 地域の文化の振興を目的として行う活動
 - (a) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
 - (b) 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
- ③ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
 - (a) アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - (b) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

イ 文化芸術振興費補助金（以下「補助金」という。）を財源とする助成金の交付に関する計画

次に掲げる活動に対して助成金を交付する。

- ① 我が国の芸術団体の水準向上及びより多くの国民に対する鑑賞機会の提供を図る優れた舞台芸術の創造活動
- ② 優れた日本映画の製作活動

ウ 助成金交付事務の効率化等

- ① 前年度に引き続き、基金による助成と補助金による助成の全分野に係る審査基準を策定し、ホームページ等で事前公表する。
- ② 助成対象活動について、専門委員及び専門調査員並びにプログラムディレクター及びプログラムオフィサー（以下「PD・PO」という。）等により、採択の審査過程で当該活動に期待された点の実現状況の確認などを目的とした公演等調査を行う。特に、補助金による助成対象活動のうち、音楽、舞踊、演劇及び伝統芸能・大衆芸能の4分野については、その調査結果を踏まえて事後評価を行い、その結果を次年度の助成対象活動の採択のための審査等に活用する。
 - ・ 公演等調査：400件以上（助成対象活動数）
- ③ 助成対象活動に係る会計の執行状況の調査のため、職員による会計調査を実施するとともに、PD・POが中心となって、助成対象活動等について、助成対象団体との意見交換を実施する。
 - ・ 会計調査：90件以上（団体数）
- ④ 助成対象活動の公演等調査及び助成対象団体との意見交換等の結果を踏まえ、助成対象分野の現状等について調査分析を行う。
- ⑤ 文化芸術活動に対する助成制度の改善策を検討する基礎的資料とするため、助成対象活動の収支の状況、団体の意識・取組等に係る情報を収集・整理し、経年の変化や分野別の特徴・傾向などの調査分析を行う。その成果については、随時ホームページ等を通じて発信する。
- ⑥ 地域の文化振興等の活動について、応募書類の受付に係る業務等の効率化が図れるよう、地方公共団体と連携・協力する。
- ⑦ 事務手続きの合理化を図るため、助成金交付事務に係る助成業務システムについて、応募書類の電子データによる受付等の実施について引き続き検討する。

基金及び補助金の助成事業の交付申請書受理から交付決定までの期間を35日以下とする。

エ 基金の管理運用については、安全性に留意するとともに、安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の把握に努め、振興会に設置する資金管理委員会において運用方針、金融商品等の検討を行い、効率的な方法により実施する。

オ 芸術文化振興基金賛助会制度及び社会貢献信託制度の周知を図り、芸術文化振興基金の受入拡充に努める。

カ 東日本大震災に伴う被災地の復興支援を目的とした芸術文化復興支援基金による助成事業について、対象となる地方公共団体の意向を十分に踏まえ、被災地の状況にあわせた効果的な支援を行う。

キ PD・PO等を活用した審査・評価等の仕組みについては、文化庁と連携し、試行的取組の成果を踏まえ、助成に係る業務の精度を更に高める。

(2) 助成に関する情報等の収集及び提供

ア 文化芸術団体が基金を含めた多様な助成制度を活用することができるよう、官民の文化芸術活動への支援に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて提供する。

- ・ ホームページ目標アクセス件数：130,000件

イ 振興会が実施する文化芸術活動に対する助成事業を周知するため、ホームページでの情報提供を充実させる。また、引き続き助成対象活動の事例集を作成・配布するとともに、ホームページに掲載する。

- ウ 助成対象活動の募集に当たっては、ホームページへの情報掲載を行うとともに、地方公共団体及び全国の公立文化施設等へポスター等を配布する。
- エ 芸術団体等を対象とした応募相談会を、東京及び大阪のほか、各道府県及び政令指定都市の希望を考慮して開催する。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

(1) 伝統芸能の公開

ア 伝統芸能の保存と振興を図るため、中期計画の方針に従い、別表 1 のとおり主催公演を実施する。

イ 演目の拡充

① 歌舞伎について、平成 17 年度に作成した「復活上演候補演目一覧」の見直しを継続するとともに、「国立劇場文芸研究会」において、上演候補台本準備稿の作成作業を進める。

また、歌舞伎の新作脚本募集について、選考及び表彰を行う。

② 文楽について、新作の上演を行う。また、廃絶演目の復曲作業を進めるとともに、上演に向けた準備作業を行う。

③ 大衆芸能の新作脚本募集について、「漫才・コント」の作品を募集し、選考及び表彰を行う。

④ 能楽について、国立能楽堂及び他の能楽堂等で上演された、新作・復曲作品の再演を行う。

⑤ 組踊等沖縄伝統芸能について、上演機会が少ない優れた演目や、古典の様式を踏まえた新作組踊の上演を行う。

(2) 現代舞台芸術の公演

現代舞台芸術の振興と普及を図るため、中期計画の方針に従い、別表 2 のとおり主催公演を実施する。

(3) 青少年等を対象とした公演

ア 伝統芸能を次世代に伝え、新たな観客層の育成を図るため、主に青少年を対象とした公演を別表 3 のとおり実施するほか、社会人や親子等を対象とした入門企画を別表 4 のとおり実施する。実施に当たっては、各公演等の連携協力を強化するなど、その充実を図る。

イ 青少年等が現代舞台芸術に触れる機会を確保し、新たな観客層の育成と現代舞台芸術の普及を図るため、主に青少年を対象とした公演を別表 3 のとおり実施し、親子でも楽しめるよう工夫する。実施に当たっては、各公演の連携協力を強化するなど、その充実を図る。

(4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しての留意事項等

ア 外部専門家等の意見を聴取するとともに、観客へのアンケート調査を適宜実施し、公演事業に反映させる。

イ 我が国における伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点として、中期計画の方針に従い、次のとおり公演等を実施する。

① 共催、受託などによる公演等を別表 5 のとおり実施する。

② 全国各地の文化施設等における公演等を別表 6 のとおり実施する。

③ 国際文化交流の進展に寄与する公演等を別表 7 のとおり実施する。

(5) 快適な観劇環境の形成

ア 観客にとって快適で安全な環境を提供するため、観客の要望等を踏まえ、売店・レス

トラン等におけるサービスの充実や観劇時のマナーの呼びかけを行う。

また、高齢者、障害者、外国人等の利用者にも配慮し、劇場内外の環境整備等各種サービスの充実に努める。

イ 入場券販売において、インターネットやスマートフォンなど、観客の利用形態に応じた多様な購入方法を提供する。

ウ 公演内容等の理解を促進するため、公演内容に応じて、解説書等の作成並びに音声同時解説及び字幕表示を行う。また、鑑賞団体等に対し、公演内容の事前説明会や施設見学会を行う。

エ アンケート調査等により、観客等の要望、利用実態等を把握し、サービスの向上に活用する。

ホームページや各劇場に設置するご意見箱等を通じて寄せられる意見・要望については、一元的に管理し、対応の迅速化と職員間の情報共有の強化を図る。また、内容を集計・分析し、その結果をサービスの向上に活用する。

(6) 広報・営業活動の充実

ア 効果的な広報・営業活動の展開

① 公演内容に応じて、記者会見・取材等によるマスメディアを通じた広報や、インターネット広告等の多様な媒体を活用して、広報活動を効果的に実施する。

② 振興会各種事業に関する広報の充実に努め、ホームページ等を活用して随時最新の情報を提供する。

(a) ホームページについて、各種情報の早期掲載及び内容の充実に努めるとともに、アクセス動向等を分析して利用状況を把握する。

- ・ 日本芸術文化振興会ホームページ目標アクセス件数：3,000,000件
- ・ 国立劇場おきなわホームページ目標アクセス件数：293,000件
- ・ 新国立劇場ホームページ目標アクセス件数：3,700,000件

(b) メールマガジンにより、公演等の情報を随時配信する。

(c) 外国語版のホームページやパンフレット等の充実を図り、外国人に対する情報発信を強化する。

(d) 国立劇場開場50周年記念事業について、特別ポスター・チラシ、ホームページ上の特設サイト等の広報活動を実施する。

③ 振興会各種事業に関する広報誌を次のとおり発行する。

- ・ 日本芸術文化振興会ニュース（毎月発行）
- ・ 国立劇場おきなわ情報誌「華風」（毎月発行）
- ・ 新国立劇場情報誌「ジ・アトレ」（毎月発行）

④ 観劇を促進するため、観客の需要を踏まえ、シーズンシートやセット券等を企画・販売するほか、各種キャンペーンを企画・実施する。

⑤ 団体観劇を促進するため、公演内容に応じた営業活動を展開するとともに、旅行代理店・ホテル等との連携を強化する。

⑥ 若年層の観客増を図るため、大学等を対象とする会員制度「国立劇場キャンパスメンバーズ」を運営し、サービスを提供する。また、引き続き会員校の増加に努めるとともに、利用者の要望等を踏まえ、サービスの拡充を図る。

⑦ 全職員が集客に対する意識を高め、知人や関係するコミュニティー等に対して積極的に団体観劇を勧誘する「おすすめキャンペーン」を引き続き実施する。

イ 個人を対象とする会員組織の会員に対し、観劇の促進のため、会報等による情報提供を定期的に行うとともに、入場券の会員先行販売や会員向けイベント等の各種サービス

を提供する。また、引き続きアンケート調査の結果等を、会員向けサービスの充実に活用する。

新規会員について、会員向けサービスの周知により、引き続き増加に努める。

- ① あぜくら会（本館・演芸場・能楽堂）
 - ・ 会報「あぜくら」（毎月発行）
 - ・ 会員向けイベント：年8回程度
 - ・ 目標会員数：18,000人
- ② 国立文楽劇場友の会
 - ・ 「国立文楽劇場友の会会報」（年6回発行）
 - ・ 会員向けイベント：年6回程度
 - ・ 目標会員数：8,100人
- ③ 国立劇場おきなわ友の会
 - ・ 「国立劇場おきなわ友の会会報」（年4回発行）
 - ・ 会員向けイベント：年3回程度
 - ・ 目標会員数：2,200人
- ④ クラブ・ジ・アトレ（新国立劇場）
 - ・ 会報「ジ・アトレ」（毎月発行）
 - ・ 会員向けイベント：年12回程度
 - ・ 目標会員数：9,700人

(7) 劇場施設の使用効率の向上等

ア 中期計画の方針に従い、劇場施設の使用効率の向上を図るとともに、伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業に対し、劇場施設を次のとおり貸与する。

区分	貸与日数	使用効率
本館大劇場	73日	82%
本館小劇場	129日	72%
演芸場	104日	89%
能楽堂本舞台	180日	69%
文楽劇場	80日	62%
文楽劇場小ホール	91日	52%
国立劇場おきなわ大劇場	65日	42%
国立劇場おきなわ小劇場	131日	65%
（小計）	853日	68%
新国立劇場オペラ劇場	31日	44%
新国立劇場中劇場	211日	82%
新国立劇場小劇場	159日	82%
（小計）	401日	71%
（合計）	1,254日	69%

※ 使用効率は、使用可能日数のうち鑑賞機会の提供（主催公演、主催公演関連企画、貸し劇場公演）を行った日数の割合。

イ 各施設の利用促進を図るため、次の取組を行う。

- ① 各施設の設備等の概要、利用方法及び空き日等の情報をホームページへ掲載する。
- ② パンフレットやダイレクトメールにより広報を行う。
- ③ 利用希望者に対し適宜説明・見学等の機会を設け、劇場利用者の増加に取り組む。

- ④ 利用者に対しアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、サービスの充実を図る。
- ⑤ 他の劇場施設等の利用方法、利用料金等の調査を引き続き行うとともに、調査結果を検討し活用する。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

(1) 伝統芸能の伝承者の養成

ア 中期計画の方針に従い、次のとおり養成研修を実施する。

① 歌舞伎俳優・音楽

(歌舞伎俳優)

- (a) 歌舞伎俳優第 22 期生（研修期間 2 年、9 名）の 2 年目の養成を行い、修了を予定。
- (b) 歌舞伎俳優第 23 期生の募集について検討を行い、実施する予定。

(歌舞伎音楽)

- (c) 竹本第 22 期生（研修期間 2 年、2 名）の 2 年目の養成を行い、修了を予定。
- (d) 竹本第 23 期生の募集について検討を行い、実施する予定。
- (e) 鳴物第 15 期生（研修期間 2 年、1 名）の 2 年目の養成を行い、修了を予定。
- (f) 鳴物第 16 期生の募集について検討を行い、実施する予定。
- (g) 長唄第 7 期生（研修期間 3 年、3 名）の 1 年目の養成を行う。

② 大衆芸能

- (a) 寄席囃子第 14 期生（研修期間 2 年、6 名）の 1 年目の養成を行う。

③ 能楽（ワキ・囃子・狂言：研修期間 6 年）

- (a) 第 9 期生（2 名）の 3 年目の養成を行う。
- (b) 第 10 期生の募集について検討を行い、実施する予定。

④ 文楽（太夫・三味線・人形：研修期間 2 年）

- (a) 第 27 期生（3 名）の 2 年目の養成を行い、修了を予定。
- (b) 第 28 期生の募集について検討を行い、実施する予定。

⑤ 組踊（立方・地方：研修期間 3 年）

- (a) 第 4 期生（10 名）の 3 年目の養成を行い、修了を予定。
- (b) 第 5 期生の募集について検討を行い、実施する予定。

イ 研修修了生を中心に伝承者の技芸の向上を図るため、次のとおり既成者研修を実施する。

① 既成者研修発表会を次のとおり実施する。

(a) 歌舞伎俳優既成者研修発表会（2 公演実施）

- ・ 稚魚の会・歌舞伎会合同公演（本館小劇場）8 月 18 日～21 日、8 回
- ・ 上方歌舞伎会（文楽劇場）8 月 24 日～25 日、4 回

(b) 歌舞伎音楽既成者研修発表会（1 公演実施）

- ・ 音の会（本館小劇場）8 月 12 日～13 日、2 回

(c) 能楽既成者研修発表会（3 公演実施）

- ・ 若手能（京都：観世会館）9 月 17 日、1 回
- ・ 若手能（大阪：大槻能楽堂）1 月 21 日、1 回
- ・ 若手能（東京：能楽堂）3 月 4 日、1 回

(d) 文楽既成者研修発表会（4 公演実施）

- ・ 文楽若手会（文楽劇場）6 月 18 日～19 日、2 回

